

## 日本LCA学会表彰に関する規則

第1条 本規則は、日本LCA学会表彰規程第7条2項に基づき、学会の表彰に関する事項について定める。

(学会功労賞)

第2条 学会功労賞に相応しい者の推薦には、様式1の「功労賞推薦書」および「本人の略歴および業績内容」を必要とする。

2. 表彰者数は若干名とする。

(功績賞)

第3条 功績賞に相応しい者の推薦には、様式2の「功績賞推薦書」および「本人の略歴および業績内容」を必要とする。

2. 表彰者数は若干名とする。

(論文賞)

第4条 提携誌とは、日本LCA学会と正式な契約に基づく提携関係がある団体の論文誌であって、前記契約にて表彰対象と定められている論文誌をいう。

2. 論文賞の対象となる論文の掲載時期は、表彰年度の9月30日から遡って2年以内に掲載済みの原著論文のすべてを対象とする。

3. 論文賞に相応しい論文の推薦には、様式3の「論文賞推薦書」および当該論文の写しを必要とする。

4. 表彰論文数は若干編とする。

(奨励賞)

第5条 奨励賞の対象である満40歳未満とは、表彰年度の最終日(3月31日)現在、39歳までとする。

2. 奨励賞に相応しい者の推薦には、様式4の「奨励賞推薦書」および「本人の略歴および業績内容」を必要とする。

3. 表彰者数は若干名とする。

(特別賞)

第6条 特別賞に相応しい者の推薦には、様式5の「特別賞推薦書」および「本人の略歴および業績内容」を必要とする。

2. 表彰者数は若干名とする。

(国際連携賞)

第7条 国際連携賞に相応しい者の推薦には、様式6の「国際連携賞推薦書」および「被推薦者の略歴/被推薦団体の概要および業績内容」を必要とする。

2. 表彰者数は若干名とする。

(選考委員が賞の推薦を受けた場合)

第8条 表彰担当理事及び表彰者選考委員が賞の推薦を受けた場合、あるいは推薦を行った場合は、当該表彰者の選考に参画することはできない。

(賞の推薦期間)

第9条 賞の推薦期間は、原則として、毎年10月1日から11月15日までとする。

附則 1. 本規則は、2008年(平成20年)12月3日より施行する。

2. 2009年(平成21年)12月17日 一部修正

3. 2011年(平成23年)6月13日 一部修正

4. 2015年(平成27年)12月3日 一部修正

5. 2018年(平成30年)4月11日 一部修正

6. 2018年(平成30年)9月20日 一部修正

7. 2019年(平成31年)11月13日 一部修正

8. 2021年(令和3年)12月22日 一部修正

9. 2022年(令和4年)9月29日 一部修正